

平成27年第1回本部町議会臨時会会議録

招 集 年 月 日	平成27年2月6日		
招 集 場 所	本部町議会議場		
開 閉 会 日 時 及 び 宣 言	開 会	平成27年2月6日	午前10時00分
	閉 会	平成27年2月6日	午前10時25分

※ 出席並びに欠席議員は下記のとおりである。

出 席 13 名 欠 席 1 名 欠 員 0 名

議席番号	氏 名	出席等別	議席番号	氏 名	出席等別
1	具志堅 勉	出	9	仲宗根 宗 弘	出
2	座間味 栄 純	〃	10	仲 間 厚 洋	〃
3	西 平 一	〃	11	崎 原 昇	欠
5	松 川 秀 清	〃	12	大 城 正 和	出
6	宮 城 達 彦	〃	13	石 川 博 己	〃
7	知 念 重 吉	〃	14	喜 納 政 樹	〃
8	崎 浜 秀 進	〃	15	島 袋 吉 徳	〃

※ 会議録署名議員

1 番	具志堅 勉	2 番	座間味 栄 純
-----	-------	-----	---------

※ 地方自治法第121条の規定により、説明のため本会議に出席した者は次のとおりである。

町 長	高 良 文 雄	副 町 長	平 良 武 康
総 務 課 長	上 原 新 吾	建 設 課 長	屋 富 祖 良 美
公 営 企 業 課 長	宮 城 忠		

※ 本会議に職務のため出席した者

事 務 局 長	上 原 正 史	主 事	仲宗根 農
---------	---------	-----	-------

議 事 日 程

2月6日（金）1日目

日程番号	議案番号	件 名
1		会議録署名議員の指名
2		会期の決定の件
3	報告第1号	専決処分の報告について（伊豆味地内上水道施設整備工事 〈9工区〉） （報 告）
4	報告第2号	専決処分の報告について（伊豆味地内上水道施設整備工事 〈11工区〉） （報 告）
5	議案第1号	平成26年度本部町一般会計補正予算について （議案説明・審議・採決）

○ **議長 島袋吉徳** ただいまから平成27年第1回本部町議会臨時会を開会します。

開 会（午前10時00分）

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしたとおりでございます。

日程第1．会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって1番 具志堅 勉議員及び2番 座間味栄純議員を指名します。

日程第2．会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日限りの1日間にしたいと思えます。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって、会期は本日限りの1日間と決定しました。

日程第3．報告第1号 専決処分の報告について（伊豆味地内上水道施設整備工事〈9工区〉）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○ **町長 高良文雄** おはようございます。平成27年第1回本部町議会臨時会におきまして、2件の報告と1件の議案を提出してございます。その内訳でございますが、専決処分の報告が2件、平成26年度一般会計補正予算1件の議案となっております。

説明に当たりましては、副町長以下、担当課長に説明をさせますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○ **議長 島袋吉徳** 公営企業課長。

○ **公営企業課長 宮城 忠** おはようございます。新しい議場で緊張していますが、第1番目に報告したいと思います。報告第1号について、ご説明いたします。

報告第1号 専決処分の報告について。地方自治法第180条第1項の規定により、下記事項について、別紙のとおり専決処分したので同条第2項の規定に基づき報告する。記、平成26年第2回本部町議会定例会で議案第22号をもって議決をされた伊豆味地内上水道施設整備工事（9工区）、工事請負契約の請負代金額の契約変更について。平成27年2月6日提出、本部町長 高良文雄。

次のページをお願いします。専決処分書。工事請負契約について。地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。記、伊豆味地内上水道施設整備工事（9工区）について、契約金額「6,760万8,000円」を「6,459万480円」に変更し改定契約を締結する。平成26年12月18日、本部町長 高良文雄。本工事は、有限会社長正土建に発注しております。

次のページ、3枚目からの、1ページから9ページまでが変更箇所対照表となっております。

最後のページのA3の図面をお開きください。当初、3,906メートルの計画でしたが、右上にある河川部分240.54メートル延長が減になり、変更して3,745.84メートルとなりました。延長の

減ですが、伊豆味簡易水道時代の本管が個人有地に布設されていたので、以前より地権者に新設管部分の買い取りを交渉していたんですが、土地売買も使用承諾もせず、旧管のままにしてほしいと強い要望がありまして、地権者から何らかの承諾がなければ工事はできないものですから、やむを得ず減にしております。なお、今後の給水については問題ありません。老朽管であるため、緊急補修等が発生する旨の承諾も得ております。以上で説明を終わります。

○ **議長 島袋吉徳** これから質疑を行います。質疑ございませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これで報告第1号 専決処分の報告についてを終わります。

日程第4 報告第2号 専決処分の報告について(伊豆味地内上水道施設整備工事(11工区))を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。公営企業課長。

○ **公営企業課長 宮城 忠** 報告第2号について、ご説明いたします。

報告第2号 専決処分の報告について。地方自治法第180条第1項の規定により、下記事項について、別紙のとおり専決処分したので同条第2項の規定に基づき報告する。記、平成26年第2回本部町議会定例会で議案第23号をもって議決をされた伊豆味地内上水道施設整備工事(11工区)、工事請負契約の請負代金額の契約変更について。平成27年2月6日提出、本部町長 高良文雄。

次のページをお願いします。専決処分書。工事請負契約について。地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。記、伊豆味地内上水道施設整備工事(11工区)について、契約金額「1億5,336万円」を「1億5,432万6,600円」に変更し改定契約を締結する。平成27年1月20日、本部町長 高良文雄。本工事は、株式会社渡久地組に発注しております。

次のページ、3枚目の1ページから12ページまでが変更箇所対照表となっております。

最後のページのA3の図面を説明したいと思います。当初、送・配水管兼用管が1,738メートル、配水管7,173メートル、総延長8,909メートルの計画でしたが、変更で送・配水管(兼用)2,394.06メートル、配水管6,600.43メートル。総延長8,994.49メートルとなりました。図面真ん中あたりの下のほうに、くるまえば食堂2右上部分の103メートルを延長したのが大きな理由です。この103メートルを延長したのは、県道からも接続できるような配水系等の効率化を図るための変更であります。以上で説明を終わります。

○ **議長 島袋吉徳** これから質疑を行います。12番 大城正和議員。

○ **12番 大城正和** 質疑いたします。

ちょっと確認させていただきたいんだけど、この11工区で伊豆味地内における水道整備事業、それで完了なのか。それとまた、何年度から開始して、これまで総事業費に幾らかかったのか。その辺の説明をお願いしたいと思います。

○ **議長 島袋吉徳** 公営企業課長。

○ **公営企業課長 宮城 忠** 12番、大城議員にご説明いたします。

この事業は、沖縄簡易水道等施設整備事業、上水道施設整備の事業でありまして、平成22年度から平成26年度、5年間でありまして、平成22年、23年の2カ年間は東ポンプ場、辺名地ポンプ場、渡久地ポンプ場の整備を行いまして、その整備工事がおおよそ1億7,400万円です。伊豆味上水道工事は平成24年、25年、26年の3年間で総事業費はおおよそ6億7,400万円になっております。もう最終であります。平成26年度で事業完了であります。

○ **議長 島袋吉徳** 12番 大城正和議員。

○ **12番 大城正和** 一番水の多いところで、水に不自由したのが伊豆味地区だったんじゃないかなど。かねがね、このことについては、大きな課題としてやってまいりました。見事全地区です、伊豆味地区が上水道が完備させたということはまことに結構なことだと、当局のご苦勞に対して感謝申し上げます。

これでもう全地域、まだのところもあるのかどうか。工事はそれで完了といいますけれども、そのあたりは全地域もう、その水の問題は解決されたのかどうか。

○ **議長 島袋吉徳** 公営企業課長。

○ **公営企業課長 宮城 忠** 12番、大城議員にご説明いたします。

水道事業は伊豆味で事業完了したんですけれども、塩川のほうはまだ簡易水道ということで、平成28年度に事業計画を入れまして、平成29年4月には供用開始できる予定でございます。塩川が完成すれば全部完了でございます。

○ **議長 島袋吉徳** 休憩します。 休 憩（午前10時13分）

再開します。 再 開（午前10時14分）

ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これで報告第2号 専決処分の報告についてを終わります。

日程第5. 議案第1号 平成26年度本部町一般会計補正予算についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務課長。

○ **総務課長 上原新吾** 議案第1号 平成26年度本部町一般会計補正予算。平成26年度本部町一般会計補正予算を別紙のとおり提案し議会の議決を求める。平成27年2月6日提出、本部町長高良文雄。

3枚目をお開きください。平成26年度本部町一般会計補正予算。平成26年度本部町一般会計補正予算は、次に定めるところによる。（歳入歳出予算の補正）第1条、歳入歳出予算の補正後の総額は、歳入歳出にそれぞれ9,941万2,000円を追加し、歳入歳出それぞれ77億9,838万6,000円とする。2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。（繰越明許費）第2条、地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越しして使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」

による。(地方債の補正)第3条、地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

それでは次をめぐってください。第2表繰越明許費。当初予算のほうでもとってございましたけれども、今回の補正予算は、町道石川謝花線道路改築事業の今回の補正でございます。交付決定が1月になってまいりましたので、これが追加で、予算も追加されまして1月の交付決定でございますので、工期のことを考えますと、全額繰り越しをいたして執行していきたいと考えております。

事項別明細書の4ページ、5ページをお開きください。8款土木費、2項道路橋梁費、3項道路新設改良費、13節委託料357万6,000円、15節工事請負費9,583万6,000円の補正でございます。

地図のほうをごらんください。地図の一番最後、平面図がございます。青い部分が当初の予算のほうで予定をしておりました部分でございます。赤の部分が追加で今回9,000万円の追加が来たもので、やる予定にしております。当初予算は、橋梁部分、橋の部分の下部工をA1、それについて今回の補正で追加いたしまして、下部工のA2、それと橋梁区間L=60メートルと上のほうに書いてありますが、これは工事するための仮設道路を今回の補正でやる予定にしております。

歳入については、国庫補助金、それと地方債、交付税でもって今回の歳出予算を歳入のほうで手当てをしております。以上で説明を終わります。

○ 議長 島袋吉徳 これから質疑を行います。質疑ございませんか。12番 大城正和議員。

○ 12番 大城正和 用買の状況をお聞きしたいんですけども、今の橋梁のその起点から謝花の終点、その間の工事についての用買についてはもう完了しているのか。その状況についてどうなっているのか。

○ 議長 島袋吉徳 建設課長。

○ 建設課長 屋富祖良美 12番、大城議員にご説明いたします。

橋梁部分に関しては、用買は済んでおります。あと3件です。相続が2件、補償の件で1件、3件、今、承諾もらっていないのがあります。

○ 議長 島袋吉徳 12番 大城正和議員。

○ 12番 大城正和 その用買に難渋しているという話も聞いたけれども、今、3件か4件ぐらいありましたけれども、全体的にはもう何パーセントぐらい終えているのか。面積的に、距離的に言っても何パーセントぐらい完了しているのか。

○ 議長 島袋吉徳 建設課長。

○ 建設課長 屋富祖良美 12番、大城議員にご説明いたします。

筆数で言いますと、54筆中40筆は完了して、率として74%であります。

○ 議長 島袋吉徳 12番 大城正和議員。

○ 12番 大城正和 そのまま用買終わって、工事完了、それから供用、そのあたりの今後の見通しはいつになるんですか。

○ 議長 島袋吉徳 建設課長。

○ 建設課長 屋富祖良美 12番、大城議員にご説明いたします。

平成24年度から平成28年度まで事業年度となっているんですけども、平成24年度当初から北部連携事業がずっと繰り越しで来ていまして、交付決定がどうしても1月、12月、年度末ぐらいに来るものですから、多分それで平成29年度繰り越しまで事業はかかると思っております。

○ 議長 島袋吉徳 ほかに質疑ございませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に対して反対討論の発言を許可します。

(「討論なし」と言う者あり)

反対討論がないようですので、次に賛成討論の発言を許可します。

(「討論なし」と言う者あり)

賛成討論もないようですので、これで討論を終わります。

これから議案第1号 平成26年度本部町一般会計補正予算についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第1号 平成26年度本部町一般会計補正予算については原案のとおり可決されました。

議決事件の議事整理についてお諮りします。会議規則第45条の規定により、第1回本部町臨時会において議決した事件の条項、字句、数字、その他の整理を議長に一任することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって、本臨時会において議決した事件の条項、字句、数字、その他の整理を議長に一任することに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成27年第1回本部町議会臨時会を閉会します。

閉 会 (午前10時25分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

本部町議会議長 島 袋 吉 徳

本部町議会議員 具志堅 勉

本部町議会議員 座間味 栄 純